

11

農林省組織令の一部改正要旨

三〇・九・二七

新訂要旨
予は出張中

一、官房会計課を拡充し、二課を設ける。

会計第一課 予算の総括及び一般会計予算

会計第二課 特別会計予算、財政投融资計画、経理、管轄

二、官房総務課に弘報課を統合する。

三、農地局入植課を拓殖課に改め、移民関係事務（農業者の海外移住、

農村青年海外派遣、農村建設青年隊）を統合強化する。（管農課との

事務調整を行う）

四、農薬改良局に農薬機械課を設置し、経営課を廃止する。
右にともない簿記普及等の事務は普及部に移すとともに普及部の各

課の事務調整を行う。
五、畜産局畜政課、経済課、生産課、有畜官農課の所掌事務を次のように

配分する。

農 林 省

イ畜産行政の企画、調整（金融、税制を含む）

ロ畜産団体

ハ家畜取引

(2) 酪農課

イ酪農業の振興

ロ牛乳・乳製品の生産、流通、消費

(3) 草地改良課

イ牧野、草資源の改良

ロ自給飼料

(4) 畜産課

イ家畜（乳牛を除く）の改良、増殖

ロ有畜官農

ハ種畜牧場

ニ畜産物（乳製品を除く）の流通

9.28 郵長新井
29.30 両日新井
30

六 水産庁漁政部に経済課を設け、経理課を廃止する。

(1) 水産業の経営改善

(2) 水産業金融

(3) 中小漁業融資保証保険

(4) 漁業労働及び税制（現在漁政課）

(5) 海外漁業その他水産業に関する国際協力

（現在漁政課）

農
林
省

農林省組織令の一部を改正する政令（案）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

農林省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中第五号から第八号までを次のように改める。

- 全計第一課
- 全計第二課
- 厚生課
- 調査課

第四條第三号から第五号までを順次二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 農林省の所管行政に関する施策の普及を図ること。
- 四 農林省の所管行政に関する世論を調査すること。

第六條を次のように改める。

（全計第一課）

第六條 全計第十課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 一般会計の予算の作成に關すること。
- 二 一般会計の予算と特別会計の予算及び財政投融資計画との調整に關すること。

第九條を削り、第八條を第九條とし、第七條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。

（全計第二課）

第七條 全計第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算の執行及び決算に關すること。
- 二 特別会計の予算の作成に關すること。
- 三 財政投融資計画の作成に關すること。

二四 会計の監査に関すること。

三五 行政財産及び物品の管理に関すること。

四六 管轄に関すること。

五七 庁内の取締に関すること。

第三十一条第二項第四号を次のように改める。

四 拓植課

第三十二条に次の一号を加える。

三 愛知用水公団監理官及び農地開発機械公団監理官の所掌する事務を整理すること。

第三十六条（見出しを含む。）中「入植課」を「拓植課」に改め、

同条中第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

三 農業移民の選出の計画、募集、選考及び教育並びに移住地の調査に関すること。

四 農業労働者の海外^{海外}選出に関すること。

五 農村建設青年隊に関すること。

第三十七条中第二号から第四号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 入植に伴う開墾作業の指導助成を行うこと。

四 会計の監査に関すること。
 五 行政財産及び物品の管理に関すること。
 六 管轄に関すること。
 七 庁内の取締に関すること。
 第四十六條第一項第五号中「経管課」を「農業機械課」に改め、同條第三項中第一号及び第二号を次のように改める。

一 教育課
 二 農業普及課

第五十一條（見出しを含む。）中「経管課」を「農業機械課」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。
 第五十三條から第五十五條までを次のように改める。

（教育課）

第五十三條 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農民教育に関する企画及び調査を行うこと。
- 二 農業及び農山漁家の生活に関する普及事業の企画を行うこと。
- 三 普及関係職員資格試験、養成及び資質の向上に関すること。
- 四 農業伝習施設及び農業講習所に関すること。
- 五 農村青少年の農業及び生活の改善に関する知識及び技術の向上を図ること。
- 六 前各号に掲げるものの外、普及課の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（農業普及課）

第五十四條 農業普及課においては、左の事務をつかさどる。
 一 農業に関する普及事業の組織の整備に関すること。
 二 農業に関する技術の普及を図り、並びにその実施状況及び成果を調査する。

三 農業に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

四 農業簿記の普及、営農設計の指導その他農業経営の改善に關しその普及を図ること。

五 農業に関する品評会、共進会等に関すること。

(生活改善課)

第五十五条 生活改善課においては、左の事務をつかさどる。

一 農山漁家の生活に関する普及事業の組織の整備に關すること。

二 農山漁家の生活に関する技術の普及を図り、並びにその実施状況及び成果を調査すること。

三 農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第五十六条 中第二号から第五号までを次のように改める。

二 酪農課

三 畜産課

四 飼料課

五 草地改良課

第五十七条 中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 畜産業に関する金融及び税制に關すること。

第五十八条 (見出しを含む。) 中「經濟課」を「酪農課」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 酪農の振興を図ること。

二 有畜管農の発達を図ること。

三 家畜取引に關すること。

第五十九条 (見出しを含む。) 中「生産課」を「畜産課」に改める。

第六十一条 (見出しを含む。) 中「有畜管農課」を「草地改良課」に改め、第一号を削り、第二号を次のように改め、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

草地改良課
一 草地改良課においては、左の事務をつかさどる。
一 草地制度に関する調査及びこれに基き調査を行うこと。
二 牧野等の草地の造成、改良及び保全並にこれら

利用の増進に努むること。
（自給飼料の生産に関する法律）

二 自給飼料の生産に関する法律第六十二条第一号中「及び家畜」を一、家畜及びみつげち」に改める。

第百五条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第三号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 経済課

第百七条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第百十一条を削り、第百十条を第百十一条とし、第百九条を第百十条とし、第百八条中第一号及び第四号から第七号までを削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第百九条とする。

(経済課)

第百八条 経済課においては、左の事項をつかさどる。

- 一 水産業の経営の發達、改善及び調整に関すること。(他課の所掌に属することを除く。)
- 二 水産業に関する金融に関すること。
- 三 漁業信用基金協会に関すること。
- 四 中小漁業融資保証に関すること。
- 五 中小漁業融資保証特別会計の経理を行うこと。
- 六 水産業に関する税制に関すること。
- 七 漁業労働に関すること。
- 八 海外において行う漁業に関する事務の連絡調整を行うこと。

農林省組織令の一部を改正する政令（案）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

農林省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第六号から第九号までを次のように改める。

六 予算課

七 経理課

八 厚生課

九 調査課

第四條中第三号から第五号までを順次二号ずつ繰り下げ、第二号の次
次の二号を加える。

三 農林省の所管行政に関する施策の普及を図ること。

四 農林省の所管行政に関する世論を調査すること。

第六條を次のように改める。

農 林 省

（予算課）

第六條 予算課においては、左の事務をつかさどる。

一 農林省の所管行政に係る予算の作成に関すること。

二 農林省の所管行政に係る財政投融资計画の作成に関すること。

第九條を削り、第八條を第九條とし、第七條を第八條とし、第六條の
次に次の一條を加える。

（経理課）

第七條 経理課においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算の執行及び決算に関すること。

二 会計の監査に関すること。

三 行政財産及び物品の管理に関すること。

四 管轄に関すること。

五 庁内の取締に関すること。

第三十一條第二項第四号を次のように改める。

四 拓植課

第三十二條に次の二号を加える。

三 愛知用水公園監理官及び農地開墾機械公園監理官の所掌する事務を整理すること。
四 第三十六条中「入植課」を「拓植課」に改め、第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。
三 農家移民の進出計画の募集、選考及び教育並びに移住地の調査に關すること。
四 農業者の海外への進出に關すること。
五 農村建設青年隊事業の指導助成を行うこと。
第三十七条中第二号から第四号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 入植に伴う開墾作業の指導助成を行うこと。
第四十六条第一項第五号を次のように改める。
五 農機具課
第四十六条第三項第一号及び第二号を次のように改める。
一 教育課

- 三 愛知用水公園監理官及び農地開墾機械公園監理官の所掌する事務を整理すること。
 - 四 第三十六条中「入植課」を「拓植課」に改め、第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。
 - 三 農家移民の進出計画の募集、選考及び教育並びに移住地の調査に關すること。
 - 四 農業者の海外への進出に關すること。
 - 五 農村建設青年隊事業の指導助成を行うこと。
- 第三十七条中第二号から第四号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 入植に伴う開墾作業の指導助成を行うこと。
- 第四十六条第一項第五号を次のように改める。
- 五 農機具課
- 第四十六条第三項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 教育課

農 林 省

- 二 農家普及課
- 第五十一条中「経営課」を「農機具課」に改め、同條第二号及び第三号を削り、同條第四号を第二号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。
- 第五十三条から第五十五条までを次のように改める。
- (教育課)
- 第五十三条 教育課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 農民教育に關する企画及び調査を行うこと。
 - 二 農家及び農山漁家の生活に關する普及事業についての制度の企画を行うこと。
 - 三 農業者の資格試験、養成及び資質の向上に關すること。
 - 四 農家伝習施設及び農家講習所に關すること。
 - 五 農村青少年の農家及び生活の改善に關する知識及び技術の向上を圖ること。
 - 六 前各号に掲げるものの外、普及部の所掌事務で他課の所掌に属し

ないものに関する事。

(農業普及課)

第五十四条 農業普及課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農業に関する普及事業の組織の整備に関する事。
 - 二 農業に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。
 - 三 農業に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
 - 四 農業簿記、営農改善設計その他農業経営の改善に資するものの普及を図ること。
 - 五 農業に関する品評会、共進会等に関する事。
- (生活改善課)
- 第五十五条 生活改善課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 農山漁家の生活に関する普及事業の組織の整備に関する事。

農 林 省

二 農山漁家の生活に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。

三 農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第五十六条 第二号から第五号までを次のように改める。

二 酪農課

三 畜産課

四 飼料課

五 草地改良課

第五十七条 第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 畜産業に関する金融及び税制に関する事。

第五十八条 中「経済課」を「酪農課」に改め、~~酪農~~第一号から第三号を次のように改める。

一 酪農の振興を図ること。

二 有畜営農の発達を図ること。

三 家畜取引に関すること。

第五十九条中「生産課」を「畜産課」に改める。

第六十一条を次のように改める。

(草地改良課)

第六十一条 草地改良課においては、左の事務をつかさどる。

一 草地に関する制度の企画及びこれに必要な調査を行うこと。

二 牧野その他草地の造成、改良及び保全並びにその利用の増進に関すること。

三 飼料自給施設の奨励及びきゆう肥の利用増進に関すること。

第六十二条第一号中「及び家きん」を「、家きん及びみつばち」に改める。

第五十五条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 経済課

農 林 省

第一百七条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第一百十一条を削り、第一百十条を第一百十一条とし、第九条を第一百条とする。

第一百八条中第一号及び第四号から第七号までを削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第九条とする。

第一百七条の次に次の一条を加える。

(経済課)

第一百八条 経済課においては、左の事務をつかさどる。

一 水産業の経営の発達、改善及び調整に関すること。(他課の所掌に属することを除く。)

二 水産業に関する金融に関すること。

三 漁業信用基金協会に関すること。

四 中小漁業融資保証保険に関すること。

- 五 中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行うこと。
- 六 水産業に関する税制に関すること。
- 七 漁業労働に関すること。
- 八 外国において行う漁業に関する事務の連絡調整を行うこと。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

農
林
省

農 林 省

理 由

官房會計課を予算課及び経理課とし、林務局に拓植課を、農業改良局に農機具課を、畜産局に酪農課、畜産課及び草地改良課を、水産庁に経済課を、官房弘報課、農地輸入課、農業改良局経営課、畜産局経済課、生産課及び有畜管農課並びに水産庁経理課を廃止し、これに伴い課の所掌事務の範囲を整理する必要があるからである。

等はその趣意

あわせし

農林省組織令の一部を改正する政令要綱(案)
閣議決定資料

農林省組織令の一部を改正する政令要綱(案)

- 第一 会計課を拡充し、予算課及び経理課とする。
- 2 予算課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 予算の作成に関すること。
 - 二 財政投融資計画の作成に関すること。
- 3 経理課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 経費及び収入の予算の執行及び決算に関すること。
 - 二 会計の監査に関すること。
 - 三 行政財産及び物品の管理に関すること。
 - 四 管繕に関すること。
 - 五 庁内の取締に関すること。
- 第二 官房弘報課を廃止し、その事務は、官房総務課に移す。
- 第三 農地局入植課を拓植課に改め、移民関係事務を統合強化するとともに、管農課との事務調整を行う。
- 2 拓植課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 入植者の選定及び導入並びに増反者の選定に関すること。
 - 二 入植者のための施設の建設の指導助成を行うこと。
 - 三 農業移民の選出の計画、募集、選考及び教育並びに海外移住地の調査に関すること。
 - 四 農村青年の海外派遣に関すること。
 - 五 農村建設青年隊に関すること。

- 3 管農課に入植者に伴う開墾作業の指導助成を行うことを加える。
- 第四 農業改良局に農業機械課を新設する。
 - 一 農業の電化、機械化及び畜力化を図ること。
 - 二 農機具その他農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 三 農業専用物品の検査に関すること。
 - 四 農業機械化審議会に関すること。
- 2 農業機械課設置に伴い、経営課を廃止するとともに、農業簿記の改善及び普及その他農業経営の改善に関する事務を普及部に移す。

3 普及部の普及課を農業普及課に改めるとともに、教育課、農業普及課、生活改善課の所掌事務の調整を行う。

第五 酪農、草地行政の強化等畜産行政の能率的重点的強化を図るため、現在の経済課、生産課及び有畜管農課を廃止し、酪農課、草地改良課及び畜産課を新設する。これにともない畜政課の所掌事務を一部改める。

2 畜政課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 畜産行政に関する企画及び調整を行うこと。
 - 二 畜産業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
 - 三 畜産業に関する金融及び税制（現在経済課所管）に関すること。
 - 四 その他部課の所掌に属しないものに関すること。
- 3 酪農課においては次の事務をつかさどる。
- 一 酪農の振興を図ること。
 - 二 有畜管農の発達を図ること。（現在有畜管農課所管）
 - 三 家畜取引に関すること。

四 畜産物（畜産かん詰を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

4 生産課を畜産課に改める。

- 5 草地改良課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 草地制度に関する企画及びこれに必要な調査を行うこと。
 - 二 牧野その他草地の造成、改良及び保全並びにその利用増進に関すること。

三 自給飼料の生産及びきゆう肥の利用増進に関すること。

- 第六 水産庁漁政部に経済課を置く。
- 一 水産業の経営の発達、改善及び調整に関すること。
 - 二 水産業に関する金融に関すること。
 - 三 中小漁業融資保証伊除に関すること。
 - 四 水産業に関する税制に関すること。

- 五 漁業労働に関すること。
 - 六 海外における漁業に関する事務の連絡調整を行うこと。
- 2 経理課を廃止し、その事務を漁政課に移す。

農林省組織令の一部を改正する政令（案）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第六号から第九号までを次のように改める。

六 予算課

七 経理課

八 厚生課

九 調査課

第四條中第三号から第五号までを順次二号ずつ繰り下_下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 農林省の所管行政に関する施策の普及を図ること。

四 農林省の所管行政に関する世論を調査すること。

第六條を次のように改める。

(予算課)

- 第六条 予算課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 農林省の所管行政に係る予算の作成に關すること。
 - 二 農林省の所管行政に係る財政投融資計画の作成に關すること。
- 第九条を削り、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(経理課)

- 第七条 経理課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 経費及び収入の予算の執行及び決算に關すること。
 - 二 会計の監査に關すること。
 - 三 行政財産及び物品の管理に關すること。
 - 四 官舎に關すること。
 - 五 庁内の取締に關すること。
- 第三十一条第二項第四号を次のように改める。

内、

四 拓植課

- 第三十二条第二号の次に次の二号を加える。
- 三 愛知用水公団監理官及び農地開発機械公団監理官の所掌する事務を整理すること。
 - 四 前三号に掲げるものの外、農地局の所掌事務を他の部課の所掌に属しないものに關すること。

第三十六条中「入植課」を「拓植課」に改め、第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 三 農業移民の募集、選考及び教育並びに移住地の調査に關すること。
 - 四 農村青年の海外派遣に關すること。
 - 五 農村建設青年隊事業の指導助成を行うこと。
- 第三十七条中第二号から第四号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 入植に伴う開墾作業の指導助成を行うこと。
- 第四十六条第一項第五号を次のように改める。

(3)

(2)

五 農機具課

第四十六條第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一 教育課

二 農業普及課

第五十一条中「経営課」を「農機具課」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第五十三條から第五十五條までを次のように改める。

(教育課)

第五十三條 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国民教育に関する企画及び調査を行うこと。
- 二 農業及び農山漁家の生活に関する普及事業についての制度の企画を行うこと。
- 三 普及関係取組の資格試験、養成及び資力の向上に関すること。
- 四 農業伝習施設及び農業講習所に関すること。
- 五 農村青少年の農業及び生活の改善に関する知識及び技術の向上を図ること。

(4)

六 前各号に掲げるものの外、普及部の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関するもの。

(農業普及課)

第五十四條 農業普及課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農業に関する普及事業の組織の整備に関すること。
- 二 農業に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。
- 三 農業に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
- 四 農業簿記、営農改善設計その他農業経営の改善に資するものの普及を図ること。
- 五 農業に関する品評会、共進会等に関すること。

(5)

(生活改善課)

第五十五條 生活改善課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農山漁家の生活に関する普及事業の組織の整備に関すること。
- 二 農山漁家の生活に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。

三 農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第五十六条第二号から第五号までを次のように改める。

二 酪農課

三 畜産課

四 飼料課

五 草地改良課

第五十七条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 畜産業に関する金融及び税制に関すること。

第五十八条中「経済課」を「酪農課」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 酪農の振興を図ること。

二 有畜管理の発達を図ること。

三 家畜取引に関すること。

第五十九条中「生産課」を「畜産課」に改める。

第六十一条を次のように改める。

(草地改良課)

第六十一条 草地改良課においては、左の事務をつかさどる。

一 草地に関する制度の企画及びこれに必要な調査を行うこと。

二 牧野その他草地の造成、改良及び保全並びにその利用の増進に関すること。

三 飼料自給施設の奨励及びきゆう肥の利用増進に関すること。

第六十二条第一号中「及び家さん」を「、家さん及びみつばち」に改める。

第五十五条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 経済課

第七十七条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ

る。
第一百一条を削り、第一百十条を第一百一条とし、第九条を第一百十条とする。

(6)

(7)

第百八条中第一号及び第四号から第七号までを削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第百九条とする。

第百七条の次に次の一条を加える。

(経済課)

第百八条 経済課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水産業の経営の発達、改善及び調整に関すること。(他課の所掌に属することを除く。)
- 二 水産業に関する金融に関すること。
- 三 漁業信用基金協会に関すること。
- 四 中小漁業融資保証保険に関すること。
- 五 中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行うこと。
- 六 水産業に関する税制に関すること。
- 七 漁業貯切に関すること。
- 八 外国において行う漁業に関する事務の連絡調整を行うこと。

(8)

附則

この政令は、公布の日から施行する。

(9)

理由

官房の会計課を予算課及び経理課とし、農業改良局に農機具課を、畜産局に酪農課及び
草刈改良課を、水産庁に経済課をそれぞれ置くこととし、同時に官房弘報課、農林改良局経
営課、畜産局経済課及び有畜^畜営農課並びに水産庁経理課を廃止することとし、あわせて、
一部の課の所掌事務の範囲等についての規定を整補する必要があるからである。

法部省令第40号
昭和31年10月1日

次官 10月3日(月)
閣議 10月4日(火)

農林省組織令の一部を改正する政令(案)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

農林省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第六号から第九号までを次のように改める。

六 予算課

七 経理課

八 厚生課

九 調査課

第四條中第三号から第五号までを順次二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 農林省の所管行政に関する施設の普及を図ること。

四 農林省の所管行政に関する世論を調査すること。

農 林 省

第六條を次のように改める。

(予算課)

第六條 予算課においては、左の事務をつかさどる。

一 農林省の所管行政に係る予算の作成に関すること。

二 農林省の所管行政に係る財政投融資計画の作成に関すること。

第九條を削り、第八條を第九條とし、第七條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。

(経理課)

第七條 経理課においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算の執行及び決算に関すること。

三 行政財産及び物品の管理に関すること。

四 管轄に関すること。

五 庁内の取締りに関すること。

第三十一條第二項第四号を次のように改める。

予行課
おのほけ
はあみはる

此目、昭和四年
出政、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

四 拓植課

- 第三十二條第二号の次に次の二号を加える。
- 三 愛知用水公団監理官及び農地開墾農林公団監理官の所管する事務を整理すること。
- 四 前号に掲げるものの外、農地局の所管事務で他の部課の所管に属しないものに関する事。
- 第三十六條中「入植課」を「拓植課」に改め、第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。
- 三 農業者の募集、選考及び教育並びに移住地の調査に関する事。
- 四 農村育壯年の海外派遣に関する事。
- 五 農村建設青年隊事業の指導助成を行うこと。
- 第三十七條中第二号から第四号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 入植に伴う開墾作業の指導助成を行うこと。

農 林 省

第四十六條第一項第五号を次のように改める。

五 農機具課

第四十六條第三項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 教育課
- 二 農業者及課

第五十一條中「経営課」を「農機具課」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第五十三條から第五十五條までを次のように改める。

(教育課)

第五十三條 教育課において、左の事務をつかさどる。

- 一 農民教育に関する企画及び調査を行うこと。
- 二 農業者及び農山漁家の生活に関する普及事業についての制度の企画を行うこと。
- 三 普及関係職員の変換試験、養成及び修習の向上に関する事。
- 四 農業者伝習施設及び農業者講習所に関する事。

五 農村青少年の農事及び生活の改善に関する知識及び技術の向上を図ること。

六 前各号に掲げるものの外、普及部の所管事務で他課の所管に属しないものに関する事。

(農事普及課)

第五十四条 農事普及課においては、左の事務をつかさどる。

一 農事に関する普及事業の組織の整備に関する事。

二 農事に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。

三 農事に関する知識の普及交換に関する資料を取集し、整理し、及び刊行すること。

四 農事講習、普及改善設計その他農事経営の改善に資するものの普及を図ること。

五 農事に関する品評会、共進会等に関する事。

農 林 省

(生活改善課)

第五十五条 生活改善課においては、左の事務をつかさどる。

一 農山漁家の生活に関する普及事業の組織の整備に関する事。

二 農山漁家の生活に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。

三 農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する資料を取集し、整理し、及び刊行すること。

第五十六条 第二号から第五号までを次のように改める。

二 酪農課

三 畜産課

四 飼料課

五 草畑改良課

✓

第五十七条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 畜産業に関する金融及び税制に関すること。

第五十八条中「経済課」を「酪農課」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 酪農の振興を図ること。

二 有畜営農の発達を図ること。

三 家畜取引に関すること。

第五十九条中「生産課」を「畜産課」に改める。

第六十一条を次のように改める。

(草地改良課)

第六十一条 草地改良課においては、左の事務をつかさどる。

一 草地に関する制度の企画及びこれに必要な調査を行うこと。

二 牧野その他草地の造成、改良及び保全並びにその利用の増進に関すること。

三 飼料自給施設の奨励及びきゆう肥の利用増進に関すること。

農 林 省

第六十二条第一号中「及び家きん」を「、家きん及びみつばち」に改める。

第六十五条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 経済課

第六十七条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第六十一条を削り、第一百十条を第一百十一条とし、第一百九条を第一百十条とする。

第六十八条中第一号及び第四号から第七号までを削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第九号とする。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(経済課)

第六十八条 経済課においては、左の事務をつかさどる。

一 水産業の経営の発達、改善及び調整に関すること。(他課の所掌)

に属することを除く。)

- 二 水産業に関する金融に関すること。
- 三 漁業信用基金協会に関すること。
- 四 中小漁業融資保証保険に関すること。
- 五 中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行うこと。
- 六 水産業に関する税制に関すること。
- 七 漁業労働に関すること。
- 八 外国において行う漁業に関する事務の連絡調整を行うこと。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

農
林
省

理由

官房の会計課を予算課及び経理課とし、農産改良局に農機具課を、畜産局に酪農課及び草地改良課を、水産庁に経済課をそれぞれ置くこととし、同時に官房弘報課、農産改良局経営課、畜産局経済課及び有畜営農課並びに水産庁経理課を廃止することとし、あわせて一部の課の所掌事務の範囲等についての規定を整備する必要があるからである。

農
林
省